

「夫婦2人」で入会すればオトクです

# 夫婦会員会費割引制度

「夫婦会員会費割引制度」とは  
一般会員の年会費は、一人**2,500円**ですが、ご夫婦で会員の方は、  
センターの会費が半額となり、**夫婦二人で2,500円**の割引となります。

夫婦会員には、センターからの配布物（会報など）のうち二人で共用できるものは、1部のみ配布します。総会議案書や委任状など個人単位で必要なものは今までどおり2部配布します。

## 通常

会員（夫）	会費（妻）
会費 2,500円	会費 2,500円
<b>2人で5,000円</b>	



## 夫婦会員に登録

会員（夫）	会費（妻）
会費 1,250円	会費 1,250円
<b>2人で2,500円</b>	

## 手続き

裏面の「夫婦会員減額申出書」をセンター事務所へ提出してください。

### 夫婦会員運用規定第4条

夫婦会員の会費は、一人年額1,250円とする。ただし配偶者が年度途中で正会員となった場合は、1月から2月までは750円、3月は新年度から納入する。その際、もう一方の既に正会員となっていた者の会費の額は次年度から適用する。また、夫婦会員として減額を受けていた者のうち、いずれか一方が会員の資格を喪失したときは、その次年度以降の会費は減額しない。

※ この制度は令和4年4月1日から適用する

## 夫婦会員会費減額申出書

夫婦とも正会員となったので、夫婦会員運用規程第3条の規定に基づき、会費減額の申し出をします。

年 月 日

公益社団法人  
宇部市シルバー人材センター  
理事長 様

(会員番号 )

住 所

氏 名

(会員番号 )

住 所 同 上

氏 名